

岩手県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、次の政治団体は、平成30年4月3日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

平成30年4月20日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党大東町支部	菅原 五三男	菅原 五三男	一関市大東町大原字和野6番地 菅原五三男宅
鈴木しゅんすけ後援会	金野 成雄	長嶺 浩司	盛岡市松園一丁目3番4号 鈴木俊祐宅
岩手政策情報センター	北野 靄藏	北野 萬喜子	盛岡市日戸字栗木田30番地21
本館憲一後援会	本館 憲一	本館 昭八	花巻市轟木第7地割170番地 本館憲一宅
大和田順一後援会	大和田 順一	大和田 秀夫	八幡平市松尾寄木第13地割56番地6
鎌田幸也後援会	直町 昊悦	菅原 松夫	花巻市石鳥谷町江曾第11地割60番地 直町昊悦宅
高屋敷英則後援会	橋本 實	高屋敷 英則	久慈市山形町川井第9地割3番地
高橋拓生後援会	高橋 拓生	佐藤 敏雄	西磐井郡平泉町長島字境田19番地